

市立学校で発生した体罰事案について

令和 5 年 4 月 26 日（水）に「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」を開催し、堺市立学校における体罰事案の認定を行いました。

関係の保護者、児童に深くお詫び申し上げます。教育委員会として、今回の事態を重く受け止め、体罰に対する教職員の認識を高め、今後このような事態を起こさないよう再発防止の徹底に取り組みます。

事案の概要等については以下のとおりです。

1 体罰事案の概要

- ①令和 4 年 4 月下旬から 5 月頃に 2 回、授業時間が始まったにも関わらず、被害児童がしゃがんで当該教諭の足にくっつき離れなかったときに、当該教諭は一定の区切りとするため、足首を持って逆さにし、その状態のまま他の児童がすでに着席している様子を見せた。
- ②令和 4 年度の 2 学期 3 回、3 学期 1 回程度、被害児童が他の児童に迷惑行為を行っていたので当該教諭が被害児童の手、肩、腰等を押さえたが、被害児童がしゃがんで逃げようとしたため脚で挟んで制止し、被害児童が謝罪するまで挟み続けた。
- ③令和 4 年度の 1 学期、2 学期に月 1、2 回程度、被害児童が当該教諭をたたいたり、首を絞めたりした際に、被害児童にその行為をやめさせるため、当該児童に対して同じことをして痛さを教えようと右腕を被害児童の首に回し、その右手を左手で握って絞めつけた。

2 経過及び対応

- ・令和 4 年 12 月 19 日（月）、匿名保護者が教育委員会に来庁し、当該教諭の指導について相談を受ける中で①②の事案が発覚した。12 月 20 日（火）に教育委員会から校長に報告し、校長から当該教諭に事実確認及び指導を行った。
- ・令和 4 年 12 月 27 日（火）、校長が被害児童保護者に指導の範囲であることを説明し、教育委員会にその旨を報告した。
- ・令和 5 年 2 月 21 日（火）、被害児童保護者から他の教諭に連絡帳で 2 月 20 日（月）に②の事案が再度行われたとの訴えがあり、校長が当該教諭に事実確認を行い、他の教諭から被害児童保護者に被害児童を制止するために行ったものと回答を行った。
- ・令和 5 年 2 月 27 日（月）、被害児童保護者が教育委員会に来庁し、当該教諭の不適切な指導が継続しているとの訴えがあった。
- ・令和 5 年 3 月 6 日（月）、教育委員会が校長、教頭、当該教諭、他の教諭に改めて事実確認を行い、3 月 7 日（火）に被害児童保護者、教育委員会、校長及び教頭で今後の対応について面談を行った。

- ・令和 5 年 3 月 23 日～30 日、弁護士等による被害児童の在籍する学級の他の児童及び保護者に聞き取り調査を実施した結果、①②に加え、新たに③の事案が発覚した。
- ・令和 5 年 4 月 5 日（水）及び 6 日（木）、教育委員会が校長及び当該教諭に上記調査結果をもとに改めて事実確認を行った。
- ・令和 5 年 4 月 26 日（水）に「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」を開催し、①②③全ての事案が身体に対する侵害を内容とする懲戒であるとして、体罰事案と認定した。

3 被害児童の状況

被害児童にけがはなし。

4 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、当該教諭の処分を検討します。
- ・全校園長に対し速やかに事案を周知し、改めて体罰事案発生時の報告の徹底について指示します。
- ・研修等を行い、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組みます。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 電 話：072-340-3478 ファックス：072-228-7421
----------------------------	--